

議案第10号

狭山市立児童館条例の一部を改正する条例

狭山市立児童館条例（昭和51年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の表狭山市立中央児童館の項中「狭山市入間川4丁目14番7号」を「狭山市入間川4丁目14番8号ほか」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市立中央児童館の位置の規定を改めたいので、この案を提出するものである。